

# 【1】 令和8年4月1日 本受付から 新様式で提出ください！！

建築基準法施行規則の一部改正

- ・確認(計変)申請書[第三面]
- ・建築計画概要書 [第二面]

変更部分

削除

欄番号のズレ

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】 ←

【イ.適用の有無】 有 無 ←

【ロ.適用があるときは、その区分】 ←

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項 ←

その他 ←

【18 18.その他必要な事項】 ←

【20 19.備考】 ←

## 【電子申請】

第一面タブ→様式  
〈2026年4月〉を選択

※3/31以前に作成している場合は、  
PDFの出力し直しが必要です。

## 【ICBAの申プロ】

バージョンアップして、作成

# 【2】 経過措置を適用して確認済証の交付を受けた建築物

経過措置利用者の方へ

令和8年3月をもって  
壁量基準等の経過措置が  
終了します

経過措置の終了にあたり

以下の2点にご留意ください

① 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、  
令和8年3月31日までに着工する建築物  
→ 着工後に計画変更する場合は、  
改正後の基準への適合を確認する必要があります。

経過措置の適用	確認済証の交付	着工時期	確認済証の交付
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	△
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○	○
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	○
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○	△

② 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、  
令和8年4月1日以降に着工される建築物  
不測の事態により、やむを得ず令和8年4月1日以降  
に着工する場合、検査時、又は着工後に計画変更する  
場合の審査時に改正後の基準への適合を確認する必要  
があります。

経過措置の適用	確認済証の交付	着工時期	確認済証の交付
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	△
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○	○
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	○
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○	△

## ○令和8年3月31日までに着工する建築物

着工後に計画変更する場合は、  
改正前又は改正後の基準への適合を確認します。

## ○令和8年4月1日以降に着工する建築物

経過措置の適用 (=改正前) はできません。  
新基準 (=改正後) での適合を確認します。

《ご不明点はすぐにご相談ください》 ※以下のタイミングで審査します。

着工前速やかに、『追加審査』

着工前に計画変更がある場合は、『計画変更』



詳細は、国交省HP

(一財)岩手県建築住宅センター 確認評価局 確認検査部